令和３年４月１日

日本トイザらス株式会社　一般事業主行動計画

当社では、次世代育成法において、過去 6 期にわたりチームメンバー（従業員）が安心して育児に携わりながら勤務することが可能になるよう環境の整備の実現を行ってきた。第 7 期は、整備してきた環境の実効性を高め、一人ひとりが活躍できるよう以下の行動計画を推進する。

また、女性活躍推進法においては、平成 28 年より女性が就業継続し活躍できる雇用環境の整備と検討を行なってきた。今後も次世代育成法における行動計画と連動してより効果的に女性の活躍の場を整備していくために、次のように行動計画を推進する。

＜当社の課題＞

- 女性の産休取得はほぼ 100％で推移しているが、復職に管理職相当に復職が難しいという現状があり、職業生活と家庭生活との両立を支援するフォローアップの必要性がある。
- 新型コロナウィルス対策によるオフィス外勤務の推進により、在宅勤務が定着してきているが、通勤時間がなくなること等による物理的な就業可能の時間の幅が広いことによるさらなる時間外労働の抑制へのアクションの必要がある。

- 育児休暇明けに店長職として復職し勤務することが困難となっている。店舗外でできる店長業務の選定とトライアルを重ね、店舗外で可能な店長業務を明確化する必要がある。
- 店舗社員が在宅勤務をするための通信端末が貸与できておらず、自己所有の端末で勤務をせざる得ない状態となっている。今後整備を進めていく必要がある。
- 2021 年４月の店舗組織の変更に伴い、店舗女性管理職の割合が減少。割合を増加させるための取り組み強化、拡大が必要となる。

1. 計画期間

令和３年４月１日から令和６年３月 31 日までの３年間

2. 定量的目標

・ 全社員の残業時間を平均 20 時間以内とする。
・ 女性管理職比率を「本社/物流センターは 35%」「店舗は 10%」以上にする。

3. 取り組み内容

さらなるチームメンバーの職業生活と家庭生活との両立等を支援するため、下記の取り組みを行なう。

【取り組み１】　産前産後休暇・育休取得後の復職をスムーズにするための措置を行なう

・ 復職時の個別オリエンテーションを企画し、実行する
・ 相談窓口の拡充を行う。

【取り組み 2】　勤務のオフィス外勤務（在宅勤務）のさらなる推進と時間外業務の管理

・ 店舗スタッフの店舗外業務の検討推進を行う
・ 時間外勤務抑制に向けて就労可能時間帯での業務を定着させる

4. 実施期間

令和３年４月から、店舗外業務の推進検討を開始
同　　復職者への支援フォローアッププログラムを行う